基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十八日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成三十年六月十九日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月十一日

東京都台東区上野五丁目六番一〇号

ティーペック株式会社

代表取締役　砂原　健市

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

愛知県尾張旭市長坂町南山二八四六番地の二八

株式会社社旭衛生社

代表取締役　加藤　邦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

愛知県尾張旭市長坂町南山二八四六番地の二八

株式会社名東運輸

代表取締役　加藤　邦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

愛知県尾張旭市長坂町南山二八四六番地の二八

名東クリン工業株式会社

代表取締役　加藤　邦子

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

大阪府東大阪市長田東四丁目三番二九号

株式会社大洋発條製作所

代表取締役　橋本　大介

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

兵庫県尼崎市杭瀬北新町四丁目八番六号

光井産業株式会社

代表取締役　梅本　利和

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

愛媛県四国中央市川之江町大江三四八番地八

丸住ライン株式会社

代表取締役　星川　一冶

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年五月二十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月十一日

沖縄県沖縄市海邦町三番地一八

株式会社ビッグワン

代表取締役　久保田安彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である滝澤和政及びカング・ピング・イン・エリックが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月十一日

東京都渋谷区渋谷二―九―一一インテリックス青山通ビル三〇三

ヒューマンダイナミックアジアパシフィックリミテッド

日本における代表者

カング・ピング・イン・エリック

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である康静侑が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月十一日

東京都中央区日本橋小舟町一二番七号日本橋ＭＭビル四Ｆ

株式会社ＭＧＬ

日本における代表者　康　静侑

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である高松富二子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成三十年五月十一日

兵庫県宝塚市御殿山二丁目六番一五号

ジャパンギアコーポレーション・リミテッド

日本における代表者　高松富二子

限定承認公告

本籍東京都品川区南大井一丁目四番、最後の住所東京都品川区南大井一丁目四番一号

被相続人　亡　水町　正俊

右被相続人は平成二十九年九月十六日死亡し、その相続人は平成三十年三月十五日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

埼玉県越谷市蒲生東町一五番一二号

限定承認者　水町　俊介

限定承認公告

本籍石川県河北郡内灘町字向粟崎二丁目三一三番地五、最後の住所富山県富山市呉羽町一九七五番地二一セルーラ呉羽駅前二〇一号

被相続人　亡　種子田　功

右被相続人は平成三十年一月一日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十五日富山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

石川県河北郡内灘町字向粟崎二丁目三一三番地五

限定承認者　瀧　愛莉

限定承認公告

本籍大分県別府市千代町一一六番地、最後の住所大分県別府市千代町一二番一七号

被相続人　亡　大平　哲朗

右被相続人は平成三十年二月八日死亡し、その相続人は平成三十年五月七日大分家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

岐阜県多治見市滝呂町一七丁目三二番地の五

相続財産管理人　大平　英朗

限定承認公告

本籍兵庫県三木市福井一五一四番地、最後の住所兵庫県三木市福井一丁目六番一三号

被相続人　亡　赤松　正雄

右被相続人は平成三十年一月二十六日死亡し、その相続人は平成三十年四月二十六日神戸家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の日の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月十一日

兵庫県神戸市垂水区小束山二丁目七番一三号

相続財産管理人　赤松　政彦

正誤

ページ	段	行	誤	正
一四三	一〇～一〇	終りから	労働者	事業主
〃	一〇	一〇	終りから	
〃	六	九	埼玉県久喜市久喜東2丁目31番9号	茨城県猿島郡五霞町大字小手指802番地
〃	届出期間満了日平成30年3月20日			届出期間満了日平成30年8月27日

（原稿誤り）

（終りから）

（原稿誤り）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十一日付第一〇一号六四ページ●同日付政府調達第八六号九六ページ
◉官報郵送料のお知らせ　四月分（月極一部当り）の郵送料一、九八四円

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）